

平成 27 年度高知県希少野生動植物保護専門員連絡会議（概要）

日時：平成 28 年 1 月 27 日（水）9:30～12:00

場所：高知共済会館 4 階会議室「浜木綿」

出席（敬称略）：

保護専門員：石川慎吾、前田綾子、伊谷行、斉藤知己、三本健二、中山紘一、町田吉彦、谷地森秀二
（欠席）沢良木 正一、濱田 哲暁（出席 8 名、欠席 2 名）

事務局：県林業振興・環境部 副部長、環境共生課（4 名）

傍聴者：なし

議事：（1）生物多様性こうち戦略の行動計画について

報告：（1）各分野ごとの現状と喫緊の課題報告

（2）今後の予定（県より）

1 開会

◆ 県からのあいさつ（林業振興・環境部 副部長（総括） 高橋 隆）

- ・本連絡会議は、県希少野生動植物保護条例に基づき委嘱した保護専門員に県における希少野生動植物の適正な保護施策について専門的な見地で検討いただくため、平成 23 年 3 月に設置。
- ・前回開催（平成 23 年 2 月）から約 5 年が経過、その間保護専門員の交替や増員（交替 3、増員 1「鳥類、両生類、爬虫類」の 1 名体制を「鳥類」と「両生類、爬虫類」の各 1 名、計 2 名体制に変更）があり、現在の保護専門員 10 名の皆さまにお集まりいただく機会は本日が初めてとなる。
- ・その間、「生物多様性こうち戦略」の策定（平成 26 年 3 月）や各種施策の推進、昨年度からご協力をいただいている動物編のレッドデータブックの改訂作業などにご尽力をいただいている。
- ・生物多様性こうち戦略では、希少野生動植物の保護施策について具体的な行動計画や目標値を挙げており、議題 1 では取組みの進捗について報告をさせていただく。
- ・続いて、保護専門員の皆さまから、ご専門の分野ごとに現状や喫緊の課題について、時間に限りはあるが忌憚のないご意見をいただき、今後の希少野生動植物の保護施策に活かしたい。
- ・最後に事務局から、今後計画をしている保護施策のスケジュールを説明させていただく。来年度からは、レッドリストの改訂に加え、外来種のリスト策定や条例制定など、生物多様性の保全と回復に向けた体制整備を進める必要があるため、保護専門員の皆様には引き続きご指導をお願いいたします。

2 議事

（1）生物多様性こうち戦略の行動計画について

事務局から資料「生物多様性こうち戦略行動計画（平成 27 年度）」に基づき概要を説明。

- ・「ふるさとのいのちをつなぐ高知プラン 生物多様性こうち戦略（平成 26 年 3 月策定）」の 85 ページに、戦略で設定した目標を実現していくため、今後 10 年間で取り組む 4 つの重点プランを定め、各担当課の具体的な取組を行動計画にまとめたものを 103 ページの線表で表している。
- ・お配りした資料「生物多様性こうち戦略行動計画（平成 27 年度）」は、平成 27 年 6 月に開催した高知県環境審議会自然環境部会において、生物多様性こうち戦略行動計画の取組状況を評価いただくために提示した「行動計画進捗管理シート」のうち、希少野生動植物に関するものを抜粋したもの。

<質疑応答>

■標本の保管について

(A保護専門員)

植物については県立牧野植物園の標本庫があるが、動物の貴重な標本を保管するスペースが圧倒的に足りず、あちこちに分散して保管している状況。県のビジョンはあるか。

(事務局)

特に希少種については対策が必要と考えている。検討をしていきたい。

■指定種の見直しについて

(B保護専門員)

環境省では国内希少種野生動物種の指定を増やす動きがあるが、県はどうか。

(事務局)

現在の11種の指定希少野生動植物は、平成19年以降見直しをしていない。今後の課題として、本連絡会議で検討をお願いしたい。

■生物多様性こうち戦略について

(C保護専門員)

国の生物多様性地域戦略では、干潟や湿地の回復や保全があるが、県の戦略(行動計画)のなかにはそれがない。港湾担当課には海岸の整備だけでなく湿地の保全又は回復という視点も考えていただきたい。

(事務局)

・現時点では具体的な数値目標がない。すぐにと回答にはならないが、そういった視点をどのように見える状態にするかについて関係課と検討をしていきたい。

・16年前から文化環境評価システムを導入している。一定規模以上のものには計画を出してもらい環境配慮をどう進めていくかを考えた工法を実施までを含めて進めている。それを公表し、土木部や治山林道課、市町村まで含めて普及していきたい。

■レッドデータブック改訂事業以降の作業について

(D保護専門員)

レッドデータブック(動物編)改訂後は、モニタリングをする必要のある種の選定や保護区の見直しをするのか。

(事務局)

本連絡会議を年1回は開催し、希少種の指定及び解除、保護管理に関することを検討する場を設け、必要に応じて見直しをしていきたい。

■外来生物対策について

(事務局)

来年度から本県の外来生物に対する対策に関する指針や対象種の選定方針を検討する予定。参考資料として兵庫県の資料を配布した。

(E保護専門員)

昆虫は台風で運ばれてくる種も多く外来種はたくさんいる。選定は慎重にやっていかないといけない。

3. 報告等

(1) 各分野ごとの現状と喫緊の課題報告

【植物】

- ・人口減少で耕作地や草刈り場が消え、里山の手入れが入らなくなったことによって生息・生育できなくなった動植物がいる。特に田の周りの湿地や草原の植物が危機的状況にある。
- ・3月12日に土佐植物研究会、高知大学及び高知県自然観察指導員連絡会が連携して、皿ヶ峰のダイサギソウの保全活動を5年ぶりに実施する。前回、草刈りや灌木の除伐を行った周辺がかなり復活した。優先順位の高いところから環境教育も含めて行っているため、若い人たちにも参加して欲しい。
- ・シカの食害から希少植物を守るため、保護エリアのネット張りを初めて7年になるが、どこも食べつくされている状況。さらに、新たにネットを張って守る場所に関する情報がない。2009年に高知県植物誌を作った時に協力していただいた350人のボランティアのほとんどの方が現在では70歳から80歳代と高齢化しており、山に入って活動するのが大変になっている。そうした希少種の情報を持っている方たちとのつながりがだんだん無くなり、情報そのものが入ってこず、守れない状況である。
- ・ダイサギソウは県東部にも生育地があり、一時期は学校が関わって保全を行っていたが、今年、植物園の職員が行ったら2個体しか確認できなかった。希少種が生育する土地の持ち主と話しても分からない。
- ・レッドデータブック公表後に初めて見つけた植物もある。
- ・高速道路の横に帰化植物が見つかった場合は工事の管理者に連絡をしている。
- ・帰化植物の調査をするのであれば、まずは人的体制を整える必要がある。
- ・県内でミズヒマワリという特定外来植物が侵入を始めており管理しなければならない。

【十脚甲殻類】

- ・工事の影響で干潟がなくなっている。県指定種が生息していたらそれを移植したら良いというのではなく、希少種も含めて生き物が生息できる干潟全体の保全を考えるようにシフトして欲しい。
- ・県の土木事務所に干潟を復活させるための工夫を提案したこともある。こうした取り組みを地元の環境教育に取り入れることもできると思うので支援をして欲しい。

【両生類・爬虫類】

- ・一年ほど前に、仁淀川水系でオオサンショウウオが夏にふ化して幼生が巣穴で数十個体発見され、報道された。今年度の調査では成長個体、巣穴にメス親オス親を発見した。十数年前に県立のいち動物公園が発見した個体とは違うため、同じ河川に繁殖個体群がいることが分かってきた。ただ、地元の方の話によると、オオサンショウウオは昔からそこに生息していたらしいが証拠がない。四国在来の個体群かどうかはわからないが、大学に依頼して調査したところ中国産ではないということが分かった。
- ・カスミサンショウウオはレッドリストではCR。東洋町には40年前からいないが、徳島県にはいる。違いは田の畦。高知県はU字溝だが、徳島県はそれがない。山の斜面と田の境界がない。住めるところがなくなっている。
- ・オオイタサンショウウオは県西部に2箇所でしか生息していない。大分県にもいる。生物地理的に分断分布していて面白い種である。
- ・ウミガメは徳島県が有名だが、産卵回数では徳島県に比べ本県が3倍。その3割を占めるのが仁淀川河口付近で、そこはレジャーや釣り人が多い。特に、産卵シーズンの5～7月の夜間に海を照らしてギンガメアジなどを寄せて釣る人が砂浜へ車を乗り入れるため、その期間だけは、海岸を管理する河川国道事務所等と協働で、車の乗り入れができないように簡易柵を設けるという緩い規制を始めた。釣り人の自主性に任せて乗り入れがなくなることを期待しているが、状況変化がなければ他の対策が必要となる。4月に県主催のウミガメ保護情報交換会を開いている。参加者からはもっと意見が言える時間が欲しい

と言っているのです。そういう時間を設けていきたい。来年12月に室戸市で日本ウミガメ協議会を開催するので県からも支援して欲しい。

【貝類】

- ・陸産貝類は植物の生育状況に直接影響するので心配している。1本の巨木に依存している貝はその巨木が枯れると絶滅する。
- ・外来種では、愛称「ジャンボタニシ」、正式名「スクミリンゴガイ」はどこにでも繁殖している。身近な外来種としてはタイワンシジミ、チャコウラナメクジがすっかり定着している。海水の干潟での調査は十脚甲殻類分科会から貴重な情報をいただきながら調査を進めている。

【昆虫類】

- ・県内でゲンゴロウが生息していることを確認していたのは県中部の山間部だけだったが、今は確認できない。田んぼや人工池の手入れが入らず生息できる環境がなくなっていることが原因ではないか。
- ・コガタノゲンゴロウは絶滅危惧I類（CR）だが、今では日本全体で増えている。タガメやフツウゲンゴロウがいなくなったことが原因かもしれないが、増え方がすごい。外から入ってきた別の個体かもしれないが、DNA解析をやっても分からないので調べようがない。
- ・植林に行くまでに廃屋がたくさんある。誰も手入れしていない山もある。杉の木が大きくて辺りが真っ暗で下には植物も虫もいない。県が木を切って自然に戻すことができないものか。

【魚類】

- ・ヒナインドジョウは3タイプに分けられるが、分布域はまだ正確に把握できていない。
- ・イドミミズハゼは過去の記録をもとに調査しているがまだ見つかっていない。大雨などの自然の影響を受けやすいところでは生息域そのものがなくなった可能性もある。
- ・トビハゼはかつて仁淀川にたくさんいたが河川工事の影響で減った。生息できる環境が回復するように検討して欲しい。
- ・高知市内の河川でシオマネキとトビハゼが来る場所があるが、そこは台風の大雨でも土壌が崩れない安定した場所。今のうちに保護区にしておく必要がある。生息場所を公開したら採られるからそれを隠すという発想ではなく、環境教育により保護意識を高める（皆で見守る）ことが必要。そこに人が来ることで逆に保護がしやすくなるし観光地にもなる。そのように発想を変えていかないと守れない。行政も発想を変えてもらいたい。
- ・県内のアマゴのほとんどが外来を放流したもの。地域ぐるみで対応しないと生物多様性は守れない。

【哺乳類】

- ・ツキノワグマの生態調査を約10年やってきてかなりのことが分かってきた。四国では、本県と徳島県の剣山周辺の一部が主な生息域であるがその外側がどのあたりまで広がっているかがまだわかっていない。環境省の狩猟保護区内では調査が進んでいるが、それ以外のエリアでは進んでいない。
- ・県として指定種であるツキノワグマの保護管理計画を策定し、その元になる生息状況調査の実施をお願いする。
- ・ニホンカワウソは環境省が2012年に絶滅したと発表した。県内では未確認の目撃情報が出ているくらい。現在は、目撃情報があれば無人カメラを設置して調査を行っているが、この10年くらいは確実な記録が出ていない。ニホンカワウソの記録の保管のために標本の保存をお願いしたい。県内には14体の標本があり、そのうち10体が幡多地域にちらばっており、その中の数体は津波浸水エリアにある。かつてカワウソの標本を一箇所に集めるという事業を行い、現在、県立のいち動物公園に4体集まっている。当時は地

元に置いておきたいという管理者がいたとのことだが、もう一度呼びかけて欲しい。県の中心部に集めるのが難しければ幡多地域のどこかで保管するか、県から各保管場所に対して適切に保管するように依頼して欲しい。

・ニホンカモシカは環境省が昨年度のレッドリストの見直しで四国のカモシカを絶滅の恐れがある個体群に指定した。聞くところによると、生息地域がどんどんと変わってきている。現在は、徐々に周辺に広がってきていて、剣山周辺ではなかなか姿を見られない。県東部では国道に出現したという情報をつかんでおり、遠からず交通事故に遭う恐れがある。高知市北部の山地でも発見されている。西では愛媛県が絶滅宣言を出している。今後、本県の個体が愛媛県に侵入していくのか、高知市まで広がった個体がどこまで広がっているのかについて調べる必要がある。

・コウモリはレッドデータブック初版の調査で確認したのは8種だったが、現在は15種まで確認できた。そのうち天狗高原で11種確認できた。調査をやった分だけ新しい種が確認できることから、生物多様性の視点で保護区や注目地域として検討していきたい。

～保護専門員からの報告は以上～

(事務局)

・いただいた意見を元に、できることから検討をしていきたい。

<その他の意見>

(F保護専門員)

・保護区の指定を急ぐ。県指定種のシオマネキが生息するとわかっていながら工事が始まることもある。
・専門の調査員が監視をして保護するのではなく、住民や観光客が見守りながら保護をするという方向の保護区ということをアピールすべき。
・地域にキーパーソンがいて、地域が主体となって保護を進める仕組みづくりが必要。
・地域のキーパーソンを探す、見つからなかったらNPOに頼むとか、それが県の役割ではないか。そういう仕組みを作らないといけない。

(E保護専門員)

・専門家は保護活動のバックアップはできるが、地域の保護意識や体制を盛り上げる必要がある。

(2) 今後の予定 (県より)

【事務局から資料「今後の予定」により説明】

・平成28年度は高知県レッドデータブック(動物編)及び(植物編)の改訂作業、外来種に関する条例の策定、希少野生動植物保護専門員会議にて指定種の見直し検討などを進める。
・資料の修正(RDB分布調査の終了時期をH28.6からH28.9に修正)

■外来種リストの策定

<主な意見・質疑応答>

(F保護専門員)

・縦割りではなく、例えば水辺は両生類、魚類、貝類が協働で進めたり、地域と協働でやらないと非効率。
・魚類は漁協の協力が不可欠。
・リスト策定後、どのような対策をするのかを決めて、それを見据えたメンバーを入れたプロジェクトにしなければならない(魚の場合、内水面のプロ等)。

(B保護専門員)

・植物は花卉産業との調整が必要。調査への協力や外来種指定による産業への影響など、事前説明をしたうえで進める必要がある。

(F保護専門員)

・罰則があるから採ってはいけないというのではなく、環境教育をしないといけない。地域の環境を守るためには住民の保護意識が必要。それがないと普及啓発は進まない。

(C保護専門員)

・兵庫県の外来種リストにもあるように、当県のリストにも海洋生物を入れて欲しい。

(事務局)

・外来種対策については、県民への啓発が大事。
・植物の外来種指定については、自然界の生態系に影響を及ぼす外来種と園芸観賞用とをしっかりと分けて考えることを県民に伝えることが大事。花卉業界の方と意思疎通をできる仕組みを作ることも必要。
・当課では、外来種対策、希少種保護だけでなく、清流保全、自然教育も行っているので、またこの場で皆さんのお知恵をいただきたい。

■今後の検討スケジュール

(D保護専門員)

・平成28年度の連絡会議は、検討内容が次年度の予算見積りに反映できる時期に開催して欲しい。

■標本保管管理体制の構築と場所の設置

(D保護専門員)

・目標項目に、「標本保管管理体制の構築と場所の設置」を入れて欲しい。

■県民への普及啓発

(G保護専門員)

・普及啓発が控えめにあるが、もっと盛り込んで欲しい。たとえば連絡会議で県民一人ひとりが希少野生動植物の保護や環境を大事にする、相互監視するということが大切。保護への意識があれば制度はいらない。普及啓発に力を入れて、活動を支援して欲しい。
・ウミガメ保護連絡会議に保護活動に取り組んでいる住民の方が参加をしているが、そうした場で指定種の検討と普及啓発を一緒にすることも一案、検討して欲しい。

■指定種の解除

(F保護専門員)

・県指定種を指定する際には環境審議会で意見を聴かなければならないが、解除する場合はどうか。

(事務局)

・解除する場合も、指定時と同様の手続きが必要となる。

■県内における保護体制

(F保護専門員)

・野生動植物の生育・生息に関する情報のデータが残っていない場合は、地元の詳しい人が頼りになるが、市町村役場の職員に仲介をしてもらえると情報が集まりやすい。生物多様性の取組が市町村レベルまで浸

透すれば良いと思う。

(A保護専門員)

・兵庫県では自治体に取り組みを落とし込んで、地域と「県立人と自然の博物館」が連携して活動を行っている。活動を継続させるためには、地域にキーパーソンがいることと、それを指導できる人材が相当数いないと難しいことを考えておく必要がある。高知と兵庫では財政規模が違うが、高知で取り組むためには、優先順位をつけて、拠点づくりから考えていかないといけない。

(F保護専門員)

・地元も大事だが、学校も大事。言葉でディスカッションするだけではなくアクションを起こすことで情報も集まり易い。そこを考えて欲しい。専門家だけの調査で野生動物の生息状況を把握するには限界がある。

4 開会